

## ガイドラインの実効性の確保について

## 1．事業者への対応

検討会の了承後、緊急地震速報利用者協議会に対して、ガイドラインの普及についての検討を促す。また、予報業務許可事業者に対してガイドラインを周知し、今後の製品・サービス開発に際し、ガイドラインの準拠を促すとともに、端末利用者の利便性を考慮し、ガイドラインの準拠状況の公表についてHP等可能な手段の検討を促す。

## 2．端末利用者への対応

気象庁の周知・広報として、検討会での了承後、ガイドライン作成について報道発表、ガイドライン Web サイトを作成し、一般の方に解説、一般向けのリーフレットを作成し、イベントなどで配布する。

また、関係省庁連絡会議を通じた普及の推進として、各省庁の所管団体等にガイドラインの利用を呼びかける。